

## 05 法務省(特区第12次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1040010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が代理人として行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法第73条を改正し、ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合はこの限りではない、とされたい。	行政書士が行う許認可業務の要件は多岐に亘っており、その要件を充足できうる内容で商業・法人登記も行わなければならない。許認可に精通していない司法書士に、登記部分だけを委ねるよりも、当初から関与している行政書士が、その業務に付随する範囲内で商業・法人登記業務を行ったほうが、依頼者である国民の利便の増進とサービスの向上に資するはずである。この観点から前向きに検討されたい。 法務省は19年度の「あじさい月間」において、推進室からの「商業・法人登記に関する専門的知識を有していることを客観的に判断できれば、行政書士が商業・法人登記業務を行うことができると解して良いか。」との再々検討要請に対し「その具体的な方法が(司法書士)試験制度である。」と回答した。 しかし、現在司法書士の半数以上(9,000人)いるとされる認定司法書士は、司法試験を受けることもなく研修と効果測定だけで、従来、弁護士の特許業務であった簡裁での訴訟代理人となる地位を獲得している。 法務省の論理からすると、行政書士が商業・法人登記に関する研修を行い、効果測定で認定を得れば、その行政書士は商業・法人登記業務が可能となるはずであるから、この観点から前向きに検討されたい。		国民利便・負担軽減 推進協議会	京都府	法務省
1069010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士に商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項但書「他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない」に回答した例外規定として、行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	同様の要望に対する法務省の回答は、公共の福祉を理由とする職業活動の規制で、公共性の強い登記業務の適正な運営のためには、登記に関する専門知識を有する司法書士・弁護士に業務を集中させるべき必要性・合理性があると伺えるが、登記の本人申請が認められている以上一貫しない。本人の自由意思で代理人を決定したのであれば、許認可申請の一連作業の中で、少なくとも事案に精通した行政書士の登記申請は例外的に認められるべきであり、それまでも規制する許可制・資格制であるならば、自由に対する過剰な制限であろう。国民の利便向上への具体的方途を講じ、例えば、試験的に法務局の登記相談窓口の後見に付して行わせてはどうか。		個人	京都府	法務省
1075010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めること。	行政書士は業務を通じ継続的に法人と接触しその実情をより了知する立場にあり、また相談業務等を通じ法人の実体形成過程に関与する。それを公示する登記は司法書士が一旦担当するが、改めて当該登記に関連する許認可手続きを行政書士が行う。形式的な職域を理由とするかかる一連業務の分断は、その不利益を国民に負担させていると言わざるを得ない。 またITの発達で登記申請の情報や書式が簡単に入手できる結果、申請数の実に20%を超える本人申請を許しながら(平成15年6月度の東京法務局への申請数)、他方で登記の公益性を担保するため代理人には高度な法律知識及び専門的能力が必要として、本人の責任において委任された行政書士の登記申請を1件たりとも許さないのはいかにも説得力を欠く。 従って、国民の利便性向上の観点から、行政書士業務に付随する商業・法人登記を行政書士が代理人として行うことを認めるよう要望する。		個人	京都府	法務省
1114010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	1、本要望は各方面から再三再四にわたり、強く要望が出されているところであるが、法務省の認めない理由として、その能力担保を司法書士試験のみに限定している。これは始めから「結論」ありきで、国が推し進めている司法制度改革や隣接法律専門職の垣根の撤廃論、業務の相互乗入れなどの規制緩和に逆行しており、どのように検討すれば国民の利便性向上に繋がるかという姿勢が全く感じ取れない。 2、そもそも我が国は1872年の司法職務定制によって「証書人」「代言人」「代書人」制度を誕生させた。「代書人」は1919年に行政代書人、司法代書人に分化し、その後の経緯を経て現在の行政書士、司法書士に至っているが、それは利用者の国民の観点からではなく、あくまでも行政の割拠主義や縦割行政が起因で省益優先の省庁の既得権益に他ならない。行政書士と司法書士の業務問題や共通事務が現存することが、それを如実に表している。 3、法務省は国民の利便性から再考し、行政書士の業務実態を把握した上で、行政書士に業務遂行能力があるか否かを京都府において一定期間、実証実験を行えるよう商業・法人登記業務の開放措置を講じるべきである。		個人	京都府	法務省
1115010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない、との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行う事を明文化する。	行政書士業務である会社設立時における定款作成は、商法、会社法の理解が必須であり、行政書士試験科目においては当該法より出題されている。その結果である登記申請を行政書士が行うことは困難なことではなく(国民の負担軽減にも繋がる。先に法務省により行われた、商業・法人登記業務の実態調査に関するアンケート結果では、国民は行政書士の商業・法人登記に関連する業務に満足しており、これは行政書士が専門的能力を有していると認めている事である。さらなる能力担保措置としては、行政書士法第13条の2により法定されている「研修責務」の強化を図り、能力認定制度導入等を検討すればよい。以上の観点から要望する。		個人	京都府	法務省

## 05 法務省(特区第12次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1123010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士が受託した業務に付随する範囲内において、行政書士に商業・法人登記業務を開放すべきである。	法人を設立する場合、その事業において営業許可等の許認可を必要とする場合が多く、複雑な許認可要件(例えば資本金の財産的要件、役員の資格要件等)を理解し、要件を満たした内容で登記をする必要がある。また登記事項を変更する場合でも変更内容の判断を誤れば、既に取得していた許認可の要件を欠き、許認可取り消しの対象となる。全国の司法書士の数が18,818人、これに対して行政書士は39,435人(H19.10.01現在)となっており、倍以上の行政書士が全国に存在するにもかかわらず、許認可に精通しない司法書士のみが商業・法人登記業務を独占業務とすることは、国民にとって事業の断念、登記のやり直しによる手間と費用の増大等の不利益をきたす恐れがある。		個人	京都府	法務省
1124010	行政書士へ法人登記の開放	登記業務は、司法書士でない業務委任が受けられない制度になっておりますが、登記と行政庁の許認可業務が一体に行う事件については、付随業務として行政書士が法人登記申請の代理権を付与して、法人設立の利便を図られたい。	現在、建設業は苦境にあり廃止、新設が繰り返される状況にあり、法人が解散すればその一部役員が新会社を設立します。この場合国及び都道府県への建設業許可申請の前段で会社を設立する定款の作成を行政書士が行い、法人登記申請は本人が法務局の指導を受けて行う(行政書士が説明・助言をします。)、登記事項証明を添付して建設業許可を得て営業します。法人設立者は、時間的にも金銭的にも恵まれない状況の段階でのスタートであり、司法書士に委任する経済的余裕も時間的余裕もありません。建設業の特に不況地帯を特例として、行政書士に開放いただければ安価でしかも適切な業務が促進できるので、優れた法人が誕生し建設業の発展につながります。		個人	兵庫県	法務省
1048010	士業の規制緩和と再構築	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広く社会の需要に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は関与出来ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の士業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用者たる国民の目線で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の縄張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。		個人	京都府	総務省 法務省
1041010	土地家屋調査士会特区	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	調査士会は単に会員の指導・連絡のみをしている訳でなく、現実に、境界問題に関するADRをしていたり、ADR認定の特別研修の協力機関であったりしている。前者はいたって不熱心で、後者は独自の規制をしたりして、大変腐っているため、新たな会が必要とする。松江地方法務局の管轄区域である。法務省当局がきちんとした指導をしていない以上、新たな調査士会の創設が必要である。 に関し後者は確かに改善したが、責任者は役員としてとどまり、指摘した者は再任を拒否するなど、腐った会は今も継続し、今後も新たな事態が生じるたびに、新たな誤ったことがなされ、まともな会員は多大な迷惑となる。前者については、まともな会員の権利は侵害されたままである。また、利用者であるべき国民も多大な損失が生じている。 弁護士会などは1個とは規定されていなく、調査士会のみが1個である根拠はまことに乏しい。 会員の指導が別個であることに当局には疑念があるようであるが、「悪貨が良貨を駆逐しても」同一の指導である方が良いとすることは、会員のためでもなく、国民のためでもない、単なる当局のご都合主義でしかない。2個の調査士会があることで、国民のためになるのであれば、規制を緩和する価値は大きい。 2個の調査士会が存在しても、いずれも連合会に加入するわけで、基本的な会員への指導め連絡が異なる訳でなく、当局の監督も受けるので、弊害が生じるあそれはなく、生ずるとすれば、 の後者のとおり現在も生じている訳で、それに対して内部からの指摘がなければ、放置している訳で、強制加入の単位会制度をやめる以外に弊害の除去はできない。		個人	島根県	法務省
1008010	戸籍事務を取り扱える職員の範囲	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱えるよう措置を求める。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことができない」との回答(地域再生:第1次提案)にあるように、戸籍事務管掌者たる市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈しているところである。 今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証)を正職員以外の次の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。 ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員		大東市	大阪府	総務省 法務省



提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1073050	地方税徴収業務の民間開放(徴収関連業務)	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を設けていただきたい。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険税(料)の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のスリム化へが進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。 このような状況の中で、収納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。		株アイネス	東京都	総務省 法務省
2001010	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条・国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増高し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。 罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。		市場化テスト推進協議会	東京都	総務省 法務省
1027020	入国管理行政	外国人の単純労働者の受入れ	現在、就労目的でありながら、結婚や留学のビザを持って日本に入国する外国人が少なくないと考えられる。一方、このような目的を偽って入国する外国人の労働力が不可欠な業種もあると思われる。このような不正目的の外国人は自身が不正であるとの認識があるから、納税をすることもないし、雇入れ側も、弱みに付け込んで付与しなくてはならない福利厚生を施さなかったり賃金の未払いをしたりすることがあるようである。80兆円もの国債のある我が国であるから、せつかくの労働者を正規に認め、税収を増やすことが必要であると考えられる。		個人	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省
1024010	留学・研修経験のある外国人医師のへき地医療特区又はへき地における規制緩和	日本に留学・研修した経験のある、日本の医師と同等の技能を有する外国人医師が、へき地等の医師不足地域において医療行為に従事することを可能にする。	地方における医師確保は医師不足地域において、優先度の最も高い政策課題の1つとなっている。特に、医師の専門医志向や大病院志向による都市部への集中、卒後臨床研修導入後の研修医の都市部への流出などの影響で、医師の偏在が拡大しており、へき地等の条件不利地域における医師不足の状況は悪化の一途をたどり、勤務医の就業条件は過酷を極めているとともに、地域住民への医療供給体制に重大な影響が生じている。 現在、日本の医師免許をもたない外国人医師は、日本国内での医療行為は認められていない。一方、日本は、毎年多くの医療技術を学ぶ外国人留学生、研修生を受け入れており、日本の生活文化や医療環境に慣れ親しんだ経験を持つ外国人医師が、世界各国で医師として活躍しているが、これらの留学経験等のある医師は、日本の医療環境にも適応でき、へき地医療拠点病院等においても地域医療を担う医師としての活躍が期待できる。 医師は、高度な専門的知識、技能を有することを求められるため、日本で医療活動を行うにあたっては、日本の専門医に相当する医療技術を有することについて、医療関係者による評価を行うことにより、医療技術を担保する。 現在国では、緊急臨時的な医師派遣制度を構築するなど、地方の医師不足解消に御尽力いただいているが、「臨時的」である上に、派遣人数についても限定された人数となっている。 本特区もしくは規制緩和の実施を行うことで、へき地等における医師不足解消の一助となることが期待される。 (別紙 補足資料あり)		新潟県	新潟県	法務省 厚生労働省

## 05 法務省(特区第12次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1083013	先端医療広域連携(クラスター)特区実現のための規制緩和(医療従事者の資格(外国人医師等)の医療従事制限の緩和)	先端医療広域連携(クラスター)特区で、先端医療に関する研究開発と臨床試験/治験に特化した病院/研究所/大学院大学から成るアジアにおける先端医療ハブを産学官民連携で運営し、ロボット医療/バイオ医療を中心として、高齢化社会における医療崩壊を解決可能な、先端医療の実用化を促進する。そのためには、外国人医師による高度医療の研究または研修を可能とし、日本人医師の管理下で医療行為を認めることが必要である。	医療技術の迅速な発展にもかかわらず、高齢化社会における新たな難病や生活習慣病の出現により、生活の質が脅かされている。同時に医療従事者の不足や保険制度の不安定化などによる医療崩壊の到来により、医療システムの改革が求められている。先端医療の研究開発と迅速な実用化は、上記の問題を解決するために必須であり、臨床試験/治験に特化した医療を行なう先端医療病院はアジアにおける学際的ハブセンターとしてきわめて重要である。私どもはロボット技術を病院に導入し、先端医療病院の一部をロボット化病院とし、ロボット医療/バイオ医療を中心とした先端医療の研究開発と臨床試験/治験を迅速に推進し、医療/産業/社会のそれぞれに貢献する。コアとなる病院/研究所/大学院大学はスリム化し、1都道府県にとどまらずに最適の連携機関と広域連携し、特区における規制緩和の基で、研究開発と実用化を迅速に行なう。本事業により、1)未認可薬、医療技術の迅速な実用化 2)高度技術を有する医療従事者の育成 3)ベンチャー企業を含む新産業の創成 4)新しい医療システムの構築 5)保険制度の安定化 などの効果が国内的に認められ、また国際的にはアジアにおける先端医療ハブとして海外からの患者、外国人医療従事者の窓口として、国際競争力を有する医療機関としての知名度が上がると考えられる。		特定非営利活動法人先端医療推進機構	愛知県	法務省 厚生労働省
1060010	在住外国人の永住許可にかかる必要年数の短縮	永住許可に関するガイドラインで定められている外国人の永住許可にかかる本邦での在留期間について、地域への貢献実績があり、かつ日本語能力を有し、経済的に自立しているなどの一定の要件を満たしている場合、現行の10年以上から5年以上に短縮する。	長浜市は、外国人住民の人口比率が全体の約5%を占め、全国でも有数の外国人居住都市であり、文化や習慣の違い、言葉の壁による、地元住民とのトラブルや心理的な隔たりの解消は、市が抱える重要かつ喫緊課題となっている。社会のグローバル化の進展により、今後も在住外国人の増加が予想されるなか、外国人と地元住民との隔たりを解消し、お互いが地域コミュニティを支える市民という認識に立った多文化共生のまちづくりを推進する必要があり、具体的には、 地域への出前講座として外国語教室を実施している 外国人児童を対象とした初期指導教室を実施している 外国人向けの生活情報誌を作成発行している 地域や集落の伝統行事、祭りの主催者として参加している 地域の文化芸能、芸術振興に資する活動を行っている 市が主体となる多文化共生事業に2年以上携わっている などといった地域に貢献する外国人を増やすことが、外国人集住都市として重要と考える。そこで市としては、地域に住み親しむ定住外国人や永住外国人を増やす施策を打ち出すとともに、上記に示した地域に貢献する外国人を「外国人メディエーター」として市が位置付けて、その育成を行っていききたい。なお、この外国人メディエーターは、上記の地域貢献の実績のほかに、日系外国人であること、独立生計を営むに足る資産を有すること、日本語能力を有する((財)日本国際教育支援協会の実施する日本語能力試験で2級以上の認定者である)ことを要件とする。 これらの要件を満たす外国人メディエーターの永住許可について、現行法上における永住許可要件である本邦での在留期間10年以上を5年以上に短縮する特例措置を提案するもの。	長浜市	滋賀県	警察庁 法務省	
1084010	IT技術者など高度外国人材の日本企業就労準備研修の実施にかかる在留資格の受領及び更新の手續の円滑化	本市が認定する特定事業者(人材派遣会社等)が、高度外国人材(「技術」在留資格要件該当者)を対象に「日本企業就労準備研修」を実施する場合、特定事業者が経費支弁の身元保証をし、明らかに本人の責に帰すべき事由がなければ、(1)外務省は、特定事業者が発行する上記研修の受講証を有する者には、本邦入国予定日の1月前までに短期滞在ビザを発給し、(2)法務省は、真摯に上記研修を受講したと特定事業者が証する者には、優先審査のうえ、早期に短期滞在の更新をお願いしたい。	全国的にIT技術者が不足する中、地場中小企業では地元大学からの採用が困難化している。結果、「日本語能力・技術力・親和性」を兼備する人材なら国籍は問われないが、日本企業での就労に馴染む人材とするには、現地国での研修だけでは十分でなく、本邦において前記3要素を磨く6カ月程度の就労準備研修をすることが求められている。中国等には世界的に活躍できる水準には至らずとも、本邦大卒者と同等以上の技術レベルを持ち、「技術」在留資格で就労できる人材は豊富にあり、自己負担しでも本邦で研修を受けたいとする需要は確実にある。 本研修事業が安定して運営できれば、地場中小企業の人材不足を補うだけでなく、企業誘致にも有益で、アジアのビジネス拠点都市をめざす本市地域経済の活性化に資するだけでなく、ひいては我国のIT技術者不足の解消にも貢献できる。 本研修を事業化するためには、何より安定的に短期滞在ビザが発給されること、及び3カ月短期滞在の更新が認められることが不可欠である。このため、「技術」在留資格の要件を有し、本研修主催者たる特定事業者(人材派遣会社等)が在留中の経費支弁に係る身元保証をした高度人材については、明らかに本人の責に帰すべき事由がない限り、原則として短期滞在ビザの発給と更新を可としていただきたい。	福岡市	福岡県	警察庁 法務省 外務省	
1122030	再入国許可の有効期間の延長	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。これら外国人研究者は、来日した後であっても、研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張、送出し国への一時帰国の機会が多く、その都度、地方入国管理局に申請して許可を得る必要があることで、高度人材の円滑な移動を妨げている。当該許可は、数次使用のものであっても有効期間が最大3年であり、最大5年の在留期間を利用して来日している研究者については、再申請を行わなければならない。 再申請にあたっては、いまだ対面申請・対面受領を基本としており、播磨科学公園都市から遠方まで出向かなければならないこと、混雑時には手続きに著しい時間を要すること、またその都度相応の手数料が発生することなどもあり、研究者の負担となっている。よって、負担軽減のため、「特定研究活動」で在留している特区内研究者については、再入国許可有効期間の上限を、在留期間にあわせて5年にすることを求める。また、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(H18.12.25総合科学技術会議)」において検討すべきとされている郵送・電子手続きに関し、再入国許可申請についても可能となるよう早期導入を求めるとともに、「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえた再入国許可制度の見直しの中でも、本県提案内容についてご検討いただきたい。	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省	



## 05 法務省(特区第12次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1093100	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人親への長期在留資格の付与	資本金5億円以上の本社設置外資系企業に在籍し、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済の活性化に大きく寄与しており、その外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である外国人企業関係者が親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省
1101010	島おこしのための外国人の在留資格の拡大	外国人の在留について「技能」の資格で在留するものが本邦でできる活動に「国内で生産が困難になった製品の製造」も含める。	<p>・実施内容 離島での地域活性化を図るひとつの手段として、石材産業に使われていた廃工場や廃倉庫を使って、中国から靴縫製の職人100人を招致し皮革靴の国内生産工場を立ち上げる。それにより国外に流出した技術の再導入と後継者の育成及び住民の雇用の場創出と商店やサービス業の活性化を図る。</p> <p>・提案理由 皮革靴完成品を輸入する場合大変高額な関税がかかるため、日本の皮革靴メーカーのほとんどはアッパー部を海外生産し、国内で完成品としています。そのため国内では靴縫製職人の後継者が育たず、また現在の職人も高齢化がすすみ国内で皮革靴を生産することは難しくなっています。</p> <p>一方で、離島では運送コストがかさむため、産業が根づきにくいという地理的条件があります。笠岡諸島(有人七島、人口約2,700人)ではかつて石材産業で栄えていましたが、外国産の石材に押され衰退し、人口減少が続き、高齢化率も60%に近くなっており、生活に必要な機能の喪失や地域の維持管理上でも問題が発生し始めています。10年ほど前からこうした状況をどうにかしたいと島の住民が島おこしの組織を設立し、医療福祉や観光開発、特産品開発、移住対策などを手がけ、昨年NPO法人格を取得し活発に活動しています。とはいえ、小規模な事業所を設置し事業を行っても住民のニーズに応えることはできませんが、島の置かれている状況を大きく転換するには力不足といわざるをえません。産業おこしが今の島の活性化にとって必要不可欠となっています。</p> <p>国外に流出した技術の再導入を図りたい皮革靴メーカーと産業おこしを望む島の住民団体がつながり、プロジェクトの実現に向けて協働しています。</p>		特定非営利活動法人かさおか島づくり海社	岡山県	法務省 厚生労働省
1081010	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	<p>優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域における活性化を図る。</p> <p>具体的には、現状においては学歴要件により専攻課程修了後の留学生在に在留資格が付与されず、日本で就職できないケースも少なくない。運用として「専攻科目の内容と従事しようとする業務に関連性が認められれば」在留資格を許可されるとのことであるが、どのような場合に関連性を認められるのか明確ではないため、企業としても優秀な人材の採用機会を逸することにもなりかねない。</p> <p>姫路獨協大学留学生在が卒業後姫路で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種の就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生在が、当大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生在が姫路商工会議所会員企業に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。</p> <p>また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。</p> <p>提案理由： 単純労働者とは専門知識や技術を有しない労働者とされているが、留学生在は4年間の高等教育により専攻科目の知識を修得し、留学生活における様々な経験から得た知識を身に付けており、総合的に見て「専門知識」と有する者と考える。</p> <p>また、日本人労働者との競争・代替の問題、労働条件面への悪影響等については、単純労働者の受入れに起因するものなので、単純労働に従事することがなければ問題は発生しないと考える。更に、就職先の企業を姫路商工会議所会員企業に限定し採用職種や就職後の就業状況を確認することでも、単純労働への従事が防止できる。</p>		学校法人獨協学園、姫路獨協大学、姫路商工会議所	兵庫県	法務省 厚生労働省
1122020	在留資格「人文知識・国際業務」(うち国際業務)の要件撤廃	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者が、母国語を活用して就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格変更を行う際に要求される現行要件(学歴、実務経験年数(3年以上))以外の評価基準の整備を求める。	<p>世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かして外国人研究者の受入れ促進を図っている。</p> <p>現在、当該研究者は長期(最大5年)に渡る研究プロジェクト等で研究活動を行っているため、家族での滞在を希望しているが、長期滞在ゆえ家族自身も積極的な社会活動への参加を望んでいる。家族での滞在がしやすい、より魅力的な研究環境を提供することが、ひいては優秀な人材の集積、新産業創出による地域経済の活性化につながるものと考えているが、現在、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う際には、学歴又は実務経験年数(3年以上)が要求されており、母国語の能力を活用した社会参加への道を困難なものにしている。</p> <p>については、現行要件を撤廃して、外国人研究者の配偶者が社会活動へ参加できる道を開いていただきたい。また、単純に現行要件を撤廃することが困難ということであれば、現行要件に代わる別の基準でもってその能力を評価できる体制を国において整備いただきたい(相互認証、国家資格等)。</p>		兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省

## 05 法務省(特区第12次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1093080	「技術」の必要経験年数の緩和	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国における考え方及び拡大にむけた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなければならない状況である。即戦力を求める企業では、技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省
1093090	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	在留資格「企業内転勤」において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。これらの企業において、事業展開の時機を失うことなく人材を確保することが重要であることから、ひょうご・神戸で勤務させることを前提に外国で新たに雇った者のうち、雇用前の別会社において「技術」「人文知識・国際業務(うち人文知識)」分野で3年以上の実務経験を有する者について、転勤前の従事期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和することを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省
1023040	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いには、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援 若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付 地域産業振興用低利貸付 町並み保存 高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営) 子育て支援(共稼ぎ夫婦の為に託児サービス、情報誌作成) 環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進) 都会と地方の交流 生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等) 提案理由: 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置: 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達用の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではなく毎月10%減価する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバッグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カード(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもあり、宝くじとは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	鞆の浦り・サンライズプラン	個人	広島県	総務省 法務省
1097010	入会権の相続権利確認等に係る事務手続の簡略化	共有林野について、入会権者が戦後外国に渡り不明の場合や死亡により相続人が不明の場合等には、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって、官報で公告するなどして、権利を確定できるようにし登記可能とする。	市内には、明治時代に80名以上で登記された共有林野が数多く存在する。登記を実施しようとした場合、入会権利相続人は2000人以上と推測され、入会権消滅の相続確認事務に多大な労力と時間を要し、現実的に登記ができない状態となっている。 また、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」に基づき林野整備を実施する場合には、整備意思確認のため入会権者全員の同意取得が必要となるが、過去において取り組みを実施したものの、長い期間と多額の費用を要し計画を断念した経緯もある。 さらに、これらに該当する筆数は100を超えており、道路改良や森林環境整備などの公共事業による土地の取得などに支障をきたしている状況である。 このようなことから、権利者不明及び相続困難者の権利消滅を容易にし、所有権を確定し登記することを可能とするため、現在、入会林野を管理している入会権者の合意をもって官報掲載で公告するなどにより、入会権者を確定できるようにする、又は整備計画の作成意思の確認及び権利消滅に係る入会権者全員の同意取得を不要とする。		田村市	福島県	法務省 農林水産省

## 05 法務省(特区第12次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1100020	定期建物賃貸借契約において、賃借人に預金義務を課する等特約を用いることの容認	<p>定期建物賃貸借契約に係る賃借料の支払いに付随して、一定金額の貯蓄を特約し、当該特約条項に反する場合、契約不履行による解約理由とすることの容認</p> <p>造作買取請求権について、買い取るべき価格の上限を定める特約の容認</p>	<p>保証金等を徴収しないこととの均衡措置として、契約全体としての公平性を評価する。</p> <p>賃貸価格を低く設定する均衡措置として、賃借人が行った造作を時価で買い取るべきことを請求する権利に対する上限額の設定を行う。</p> <p>いずれも、空き家の所有者が空き家を安心して賃貸借の対象として活用できるよう措置するもの。</p>	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	法務省
1100030	金融機関が契約に基づき預金者の預金情報を指定された者に通知すること及び預金の払い戻しに指定された者の同意を要することとするものの容認	<p>賃借人から、預金口座の開設時に次のサービスの提供について依頼があった場合、金融機関は当該依頼の範囲内において実施する賃借人に係る個人情報の提供について、個人情報の保護に関する法律第23条に規定の本人の同意を必要としないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期建物賃貸借契約に係る一定金額の貯蓄の特約の履行状況を指定された者に通知すること</li> <li>・定期建物賃貸借契約の終了期の到来の予告をすること</li> </ul> <p>定期建物賃貸借契約が有効である間において、預金の払い戻しに指定された者(地縁による団体)の同意を要することとする。</p>	金融機関が協力しやすいように、特区における特例措置として法的根拠を付与するもの。	南丹田舎すまいるプラン	個人	京都府	金融庁 法務省 内閣府